

災害時に支援が必要な人の名簿を作成しています

災害が発生したときや、発生の恐れのあるときに、自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人は、避難情報の伝達や避難所への誘導などの支援が必要です。市では、災害対策基本法に基づいて「避難行動要支援者名簿」（名簿）を作成。自治公民館や民生委員・児童委員、消防団などの「避難支援等関係者」と連携しながら、避難を支援する仕組みづくりを進めています。

◎問い合わせ 福祉課 23-2980

名簿の対象者

- 次の①～⑧に該当する人のうち、災害時に自ら避難することが困難で、家族の支援だけでは避難することができない、または家族などの支援を受けられない在宅の人
- ① 65歳以上の1人暮らし
 - ② 75歳以上のみの世帯
 - ③ 要介護度3以上
 - ④ 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けていて、1・2級の肢体障がいまたは、視覚障がい、聴覚障がいに該当
 - ⑤ 療育手帳の交付を受けている
 - ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - ⑦ 難病患者の医療受給者証の交付を受けている
 - ⑧ ①～⑦に準じる状態にあり、自ら

登録の申し出をしている

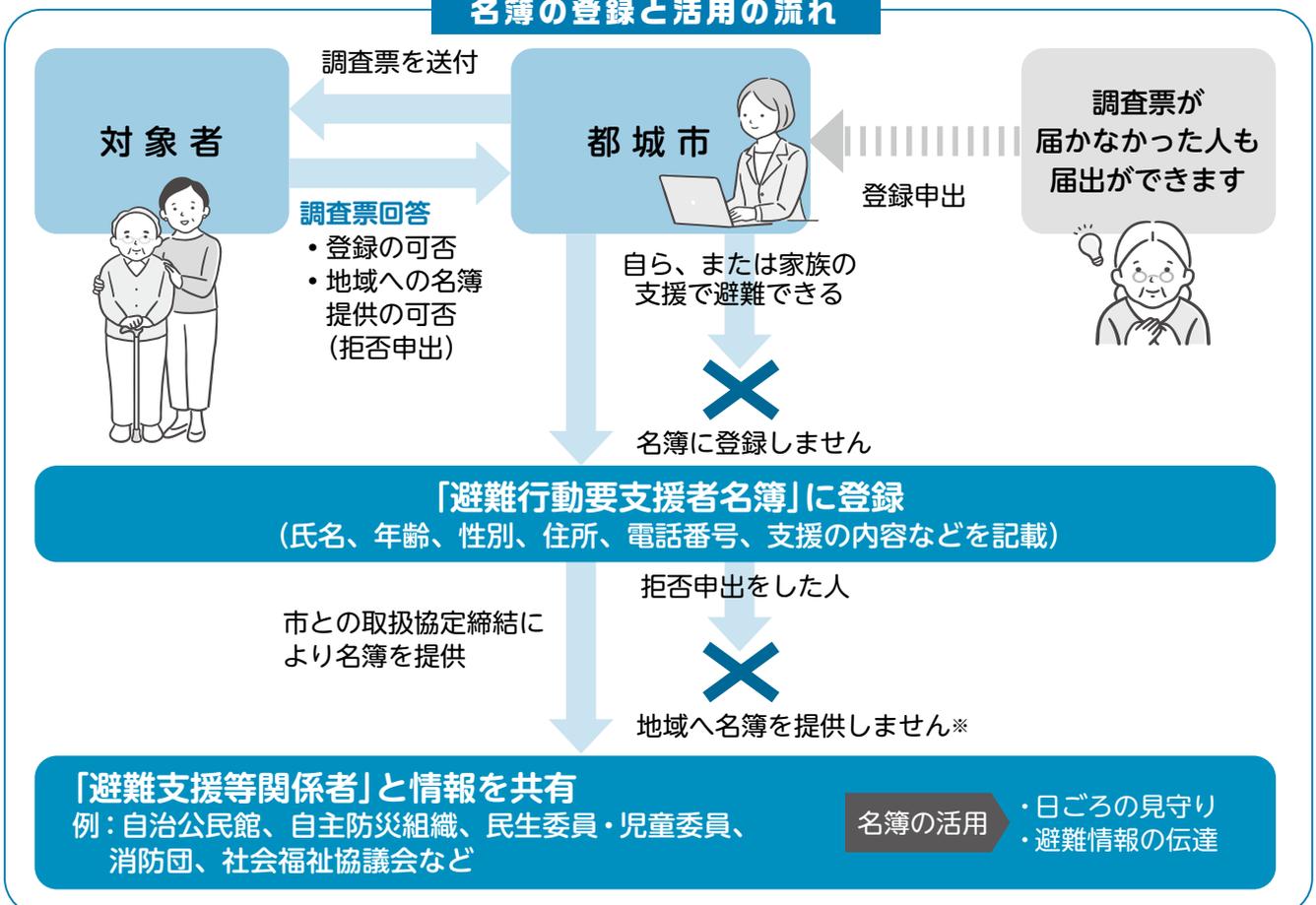
調査に回答ください

支援の必要な人を把握するため、市では、名簿を毎年更新しています。事前調査で、支援が必要と思われる人に「名簿登録調査票」を8月末までに送付しますので、必要事項を記入し、福祉課まで返送ください。

【留意事項】

- 調査票が届いた人で登録を希望しない人は、同封の「名簿情報提供拒否申出」を提出ください
- 調査票が届かなかった人も登録できます（⑧の対象者）
- 名簿に登録されても、災害時の支援が保証されるものではありません

名簿の登録と活用の流れ



※生命を保護するために特に必要であると判断した場合は、この限りではありません